

栃ト協発第31号
平成20年5月15日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会 長 関 谷 忠 泉
(公 印 省 略)

平成20年度蓄熱(冷)マット等導入に係る助成について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当協会ではアイドリングストップの励行を促進するため、エンジン停止時に使用する蓄熱マット等(ディーラー純正品)を導入する事業所に対し、助成を昨年に引き続き行うことになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施することになりましたので、ご案内致します。

記

1. 申請期間 平成20年5月15日(木)～平成21年3月2日(月)
但し、平成20年3月1日(土)から平成21年2月28日(土)までに購入したものに限り
2. 助成金額 購入価格の1/2以内の額
但し、次に定めた額を1機あたりの上限とする。

蓄熱マット等	14,000円
エア又は温水式ヒータ	120,000円
蓄冷式クーラー	80,000円
外部電源用パッケージクーラー	200,000円
3. 助成金限度額 5,500千円(栃ト協4,500千円、全ト協1,000千円)
4. 助成枚数 購入枚数の制限なし

今年度から助成金額に上限が定められましたのでご確認願います。

限度額に達した時点で、助成は打ち切りとなりますのでご了承願います。

蓄熱マット等導入助成金交付要綱

(社)栃木県トラック協会

(目的)

第1条 栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)は環境問題対策の一環として、アイドリングストップ運動の励行を支援するため、蓄熱マット等の導入助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。
助成の対象とする蓄熱マット等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド
- (2) エア又は温水式ヒーター
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 外部電源用パッケージクーラー

「事業者」とは、栃木県内を使用本拠の位置として事業用貨物自動車を有するもので、かつ助成金を請求する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し栃ト協会費等の未納がある会員はその限りではない。

(助成金額)

第3条 交付する助成金額は、事業者があらたに導入する蓄熱マット等の取得価格の2分の1以内の額を全ト協及び栃ト協で負担するものとし、次に定めた額を1機あたりの上限とする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 電気式の毛布、マット又はベッド | 14,000円 |
| (2) エア又は温水式ヒーター | 120,000円 |
| (3) 蓄冷式クーラー | 80,000円 |
| (4) 外部電源用パッケージクーラー | 200,000円 |

2 前項の取得価格には、消費税は含まない。

(助成金限度額)

第4条 事業者への助成金限度額は、年次5,500千円(内全ト協1,000千円)とする。

(助成金交付請求)

第5条 事業者は栃ト協に対し、様式「蓄熱マット等導入助成金交付請求書(D)」により助成金の交付を請求するものとする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は平成20年3月1日から平成21年2月末日とし、2月末日までに装着を完了、支払を終了するものでなければならない。

(助成金の交付)

第7条 第5条により請求を受けた事業者に対し、平成21年3月末日までに助成金を交付する。

(雑則)

第8条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より施行する。

第2条 助成金の送付に係る送金手数料等は、事業者負担とする。

(社)栃木県トラック協会 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

蓄熱マット等導入助成金交付請求書

蓄熱マット等導入助成金交付要綱第5条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 _____ 円

	商品名	単 価	個 数	計
内 訳		円		円
		円		円
	合 計			円
助成金請求額(上記合計×1/2) <u>但し上限額あり</u>				円

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し

3. 助成金振込先口座 銀行名
支店名
種 別 普通 ・ 当座
口座番号
フリガナ
口座名義

ご担当者名： TEL： FAX：

整理番号 D -